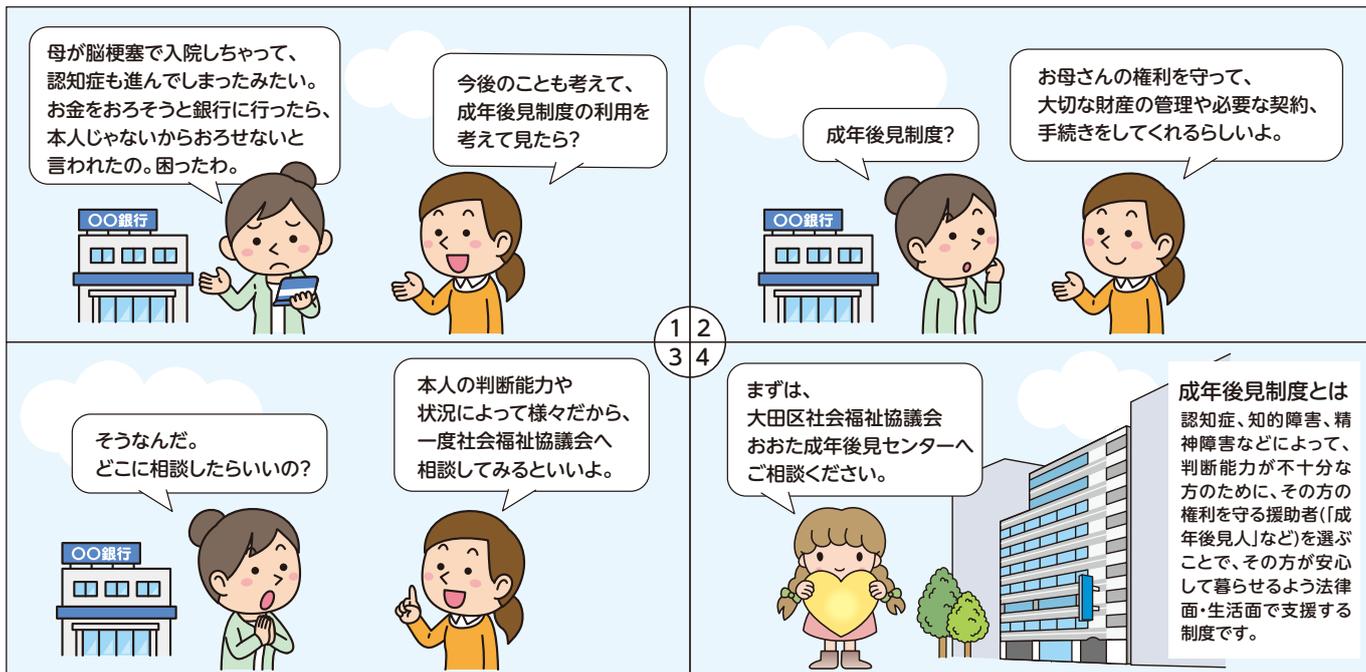


マンガでみる!

成年後見ものがたり 〈法定後見〉 ① きっかけ編

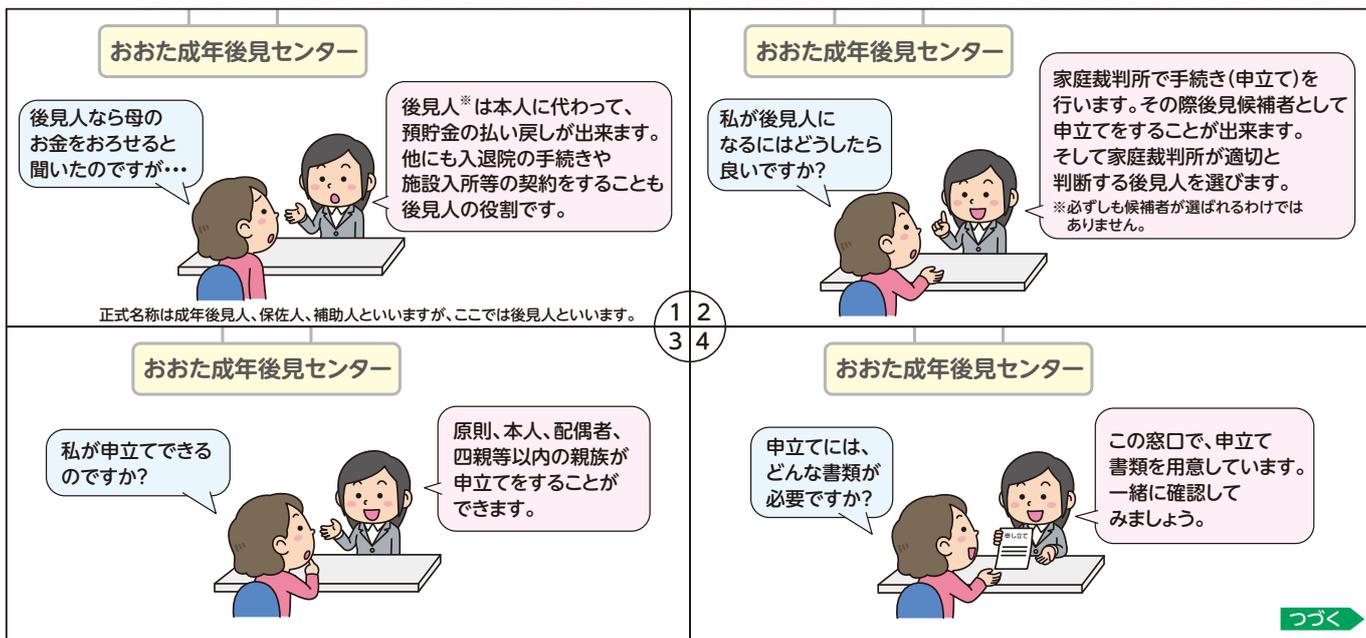


つづく

マンガでみる!

成年後見ものがたり 〈法定後見〉 ② 相談編

あらすじ… 母が脳梗塞で入院中。認知症も進んでいる。銀行でお金をおろそうとしたら、本人でないと出来ないと言われてしまった。この話を知人にしたところ、成年後見制度の利用を勧められたため、おおた成年後見センターを訪ねてみることにした。



つづく

マンガでみる!

成年後見ものがたり ③ 申し立て手続き編

〈法定後見〉

あらすじ… おおた成年後見センターへ行き母のことを相談したところ、申立てに必要な書類があることが分かり、どのようなものが必要なのか一緒に確認することとなりました。

<p>必要な書類として、申立て書類一式、お母様の戸籍抄本、住民票、登記されていないことの証明書、主治医の診断書、本人情報シートなどがあります。その他申立て費用が必要です。</p> <p>おおた成年後見センター</p> <p>沢山あるんですね。私一人で準備できるか心配です。</p>	<p>種類はいくつもありますが、お母様の状態や、なぜ後見制度の利用が必要なのかといった内容なので、丁寧にみていくと良いですよ。心配でしたら、当センターも作成の助言をすることができます。</p> <p>おおた成年後見センター</p> <p>そうですか……。誰かにお願いすることもできるのですか。</p>
<p>弁護士か司法書士に書類作成を依頼することもできます。その場合は、別途費用がかかります。</p> <p>おおた成年後見センター</p> <p>そうなんです。費用は本人が負担するのですか？</p>	<p>費用は手続きする人（申立人）が負担することになります。</p> <p>おおた成年後見センター</p> <p>手続き（申立て）の前に、母や他の家族とも相談してから進めたいと思います。</p>

1 2
3 4

次回予告…後見人の役割について つづく

※正式名称は成年後見人、保佐人、補助人といいますが、ここでは後見人といします。

マンガでみる!

成年後見ものがたり ④ 後見人の役割編 I

あらすじ… 母の後見手続きに必要な書類や後見人選任までの流れを確認し、家族と相談することにした。相談した結果手続きを進めることになり、再度おおた成年後見センターを訪問。

<p>後見人は家庭裁判所が選り、法的に認められた立場で支援をします。</p> <p>おおた成年後見センター</p> <p>家族と相談している時に、今家族が行っていることと後見人（の役割）は何か違うのかという話になりました。</p>	<p>①預貯金の払戻しや口座の解約、必要なサービスや医療を受ける手続きを行います。また、②施設入所の際には、本人の希望に添って探し代わりに契約を行います。</p> <p>おおた成年後見センター</p> <p>具体的にはどのようなことですか？</p>
<p>後見人には、ご本人の状態に応じて代理権、取消権（不利益な契約を取り消す）、同意権といった権限が与えられます。法的に認められている権限がある為、スムーズに手続き等ができます。</p> <p>おおた成年後見センター</p> <p>後見人になることによって、スムーズにできるようになるのですか？</p>	<p>後見人は、本人の財産管理と、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮することが義務付けられています（身上配慮義務）。</p> <p>おおた成年後見センター</p> <p>そうなんです。良く分かりました。</p>

1 2
3 4

次回予告…後見人の役割編II つづく

※正式名称は成年後見人、保佐人、補助人といいますが、ここでは後見人といします。



成年後見ものがたり ⑤後見人の役割編Ⅱ

あらすじ… 母の後見手続きをすすめることになった。おた成年後見センターで後見人の役割など(社協だよりNo83掲載)を聞くなかで、身上配慮義務※1があることの説明を受けた。

<p>おた成年後見センター</p> <p>はい。親族が後見人になっても、適切な財産管理と本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮する義務(※1)は変わりません。</p> <p>親族が後見人になった場合も身上配慮義務はありますか?</p>	<p>おた成年後見センター</p> <p>後見人として行った仕事や財産の管理状況、ご本人の生活状況などを定期的に家庭裁判所や監督人に報告しチェックを受けます。</p> <p>その他には何がありますか?</p>
<p>おた成年後見センター</p> <p>後見人は手術や延命治療などの医療同意はできません。他にもできないことはありますが、大事なものは元気な時に本人の意向を聞いておくことです。</p> <p>そうですね…</p>	<p>おた成年後見センター</p> <p>後見人ひとりで抱え込まずに親族や福祉・医療関係者と相談しながら進めるといいですよ。</p> <p>ひとりじゃないんですね。</p>

1 2
3 4

次号へつづ➡

※正式名称は成年後見人、保佐人、補助人といいますが、ここでは後見人といっています。



成年後見ものがたり ⑥後見人としてスタート

あらすじ… 母の後見利用について相談を重ね、娘を後見人の候補者として申立てを行った。家庭裁判所での面接などを経て、母の後見人として娘が選任された。

<p>おた成年後見センター</p> <p>母の後見人になることができました。</p> <p>では、初回の報告を家庭裁判所に提出するための準備を始めましょう。</p>	<p>おた成年後見センター</p> <p>初回の報告ですか</p> <p>お母様の財産目録と1年間の収支予定表を決められた期限までに提出します。この財産目録の作成(提出)が終わると支払い行為等もできるようになります。</p>
<p>おた成年後見センター</p> <p>そうですね。</p> <p>また、お母様の支援者とも改めて顔合わせをしましょう。支援者がチームとなって各々役割を果たしながら、お母様の生活を支えることが大切です。</p>	<p>おた成年後見センター</p> <p>後見人となった後も、困った時は当センターに相談できます。年数回、親族後見人の交流会も開催していますので、ご参加ください。</p>

1 2
3 4

次回 任意後見編➡

※正式名称は成年後見人、保佐人、補助人といいますが、ここでは後見人といっています。